

## 米国振替外債に係る業務処理要領

内容	備考
<p>【はじめに】</p> <p>➤ 本業務処理要領は、米国振替外債（米国の発行者が発行する外債（以下「米国外債」という。）であって、一般債振替制度において取り扱うものをいう。以下同じ。）に固有の事項について定める。本業務処理要領に記載のない事項については、原則として「一般債の発行に係る業務処理要領」、「一般債の振替に係る業務処理要領」、「一般債の元利金支払に係る業務処理要領」及び「一般債の移行に係る業務処理要領」によるものとする。</p> <p>➤ 本業務処理要領が前提とする、米国振替外債の米国税法における取扱いの概要は以下のとおりである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>&lt;米国振替外債の米国税法における取扱い（概要）&gt;</p> <p>①米国振替外債は、米国税法において記名式として取り扱われる。</p> <p>②米国税法において無記名式として取り扱われる米国外債（※1）であって、平成 18 年末までに「TEFRA D ルール」（※2）に従って発行されたものについては、例外として、米国振替外債への移行後も償還まで無記名式として取り扱うことが認めら</p> </div>	<p>➤ 本業務処理要領における用語の意義は、別紙 1 のとおりとする。</p> <p>➤ 機構は、米国振替外債について本業務処理要領が遵守されることを前提にしており、一般債振替制度において、米国振替外債に係る米国税法における源泉徴収の仕組みを提供しない。本業務処理要領を遵守しなかった者は、それにより生じた結果について責任をもって対応するものとする。例えば、機構加入者が本業務処理要領に定める書面を適時に提出しなかったため米国税法における源泉徴収が発生した場合には、当該機構加入者及びその下位機関は、機構が作成する元利金請求データ中の国税引後利金請求額と本来受領すべき米国税法における源泉徴収後の金額との差額の取扱いについて、支払代理人と協議し、利払日における適切な利払に支障をきたさないよう対処しなければならない。</p> <p>➤ 左記は、米国内国歳入庁の発出した通知（Notice2006-99）（別紙 2）を踏まえて米国税法における取扱いの概要を記載したものである。詳細については、当該通知及び関連する米国税法の規定を参照のこと。</p>

内容	備考
<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">れ、移行後に「TEFRA ルール」を遵守することにより、移行前と同様に米国源泉税の徴収が免除される。</p> <p>(※1)具体的には、現物債・登録債として発行された米国外債がこれに該当する。</p> <p>(※2)TEFRA D ルールとは TEFRA ルールを構成する一部である。</p> <p>③平成 19 年及び平成 20 年の 2 年間は、米国振替外債が償還年限 10 年以内のものとして発行された場合に限り、米国税法における Foreign-Targeted Registered Obligations の規定が償還まで適用され、一定の要件(「TEFRA D ルール」と同一内容のルールの遵守、証明書の提出等)を充足することにより、米国源泉税の徴収が免除される。</p> <p>I. 取扱対象</p> <p>▶ 米国外債については、一般債に関する他の一般的な要件(同意書の提出等)に加え、次の要件に該当する銘柄を一般債振替制度において取り扱う。</p> <p>① 特例外債(既発債)の場合 平成 18 年末までに発行された、米国税法に定める「TEFRA ルール」を遵守する銘柄</p> <p>② 新発債の場合 次のいずれかに該当するもの</p> <p>・米国税法に定める「Foreign-Targeted Registered Obligations」(以下「FTRO」という。)に該当する銘柄</p> <p>・米国税法に定める「TEFRA ルール」を遵守する銘柄</p>	<p>▶ ③については、米国内国歳入庁により意見募集の対象となっていることから、今後内容が変更される可能性がある。この場合には、本業務処理要領も変更される可能性がある。</p> <p>▶ これら以外の新発債の取扱いについては、別途検討する。</p> <p>▶ 平成 19 年 1 月から、FTRO として発行される銘柄(現時点では、償還年限が 10 年以内のものに限られる。)の取扱いを開始する。ただし、取扱いは、米国税法における FTRO の規定の適用可能期限(現時点では、平成 20 年末)までの発行分までとなる。</p> <p>▶ 「TEFRA ルール」は米国税法において無記名式として取り扱われる銘柄に適用されるが、米国振替外債は一般</p>

内容	備考
<p>II. 米国振替外債に係る情報の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 発行代理人は、米国振替外債の銘柄情報登録後直ちに(特例外債(既発債)の場合は平成 19 年 1 月 24 日(水)までに)、当該米国振替外債に係る次の情報を記載した書面を機構に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 銘柄及び ISIN コード</li> <li>② 払込日</li> <li>③ 「FTRO」に該当するものか「TEFRA ルール」を遵守するものかの別</li> <li>④ 米国税法に定める「TEFRA Legend」(「TEFRA ルール」を遵守するものに限る。)</li> <li>⑤ その他機構が必要と認める事項</li> </ul> </li> <li>➢ 機構は、通知を受けた「TEFRA Legend」を公示するとともに、「TEFRA ルール」を遵守するものか「FTRO」に該当するものかの別をホームページに掲載する。</li> </ul>	<p>に米国税法において記名式として取り扱われる。</p> <p>よって、新発債が無記名式として取り扱われ、「TEFRA ルール」の適用を受けるためには、そのための特別な対応が当該新発債においてとられることが必要となる。この特別な対応については、原則として、発行者において米国税法における取扱いや一般債振替制度における対応の可否等を事前に確認することが必要となる。</p> <p>➢ この特別な対応としては、例えば、同一の権利内容を有する現物債と実質的に交換することを請求することができる権利を社債権者に与える方法を採用することが考えられる。この対応により、当該銘柄が米国税法において無記名式として取り扱われる可能性がある。</p> <p>➢ 書面は、機構所定の「米国振替外債通知書」(別紙 3)によるものとする。機構は、当該書式をホームページに掲載する。発行代理人は、所要事項を記載した書面の原本を機構に提出するとともに、そのワードファイルを電子メールで機構に送信する。</p> <p>➢ FTRO に該当する銘柄については、「TEFRA Legend」は不要。</p>

内容	備考
<p>III. FTRO の取扱い</p> <p>(1) 全般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 機構は、FTRO に該当する銘柄の支払代理人及び(3)に記載するところにより届出書を提出した機構加入者をホームページに掲載する。</li> <li>➢ (2)・(3)に記載するところにより証明書を受領した者は、受領した年の年末から 4 年間、当該証明書を保管する。</li> </ul> <p>(2) 間接口座管理機関の事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 間接口座管理機関は、FTRO に該当する銘柄を自らが備える振替口座簿に記録すること(今後予定することを含む。)とした場合には、次の期限までに、直近上位機関に対して、利払期日において米国人が保有者ではないこと等を記載した証明書を提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①間接口座管理機関が今までに証明書を提出したことがない場合(証明書を提出したことがあるものの、既に証明書が失効している場合を含む。) 直ちに</li> <li>②①以外の場合 毎年 1 月 15 日から 1 月 31 日(※①により提出された証明書が 1 月 15 日から 1 月 31 日までに提出されたものである場合には、当該年については②による証明書の提出は不要)</li> </ul> </li> <li>➢ 証明書を提出した間接口座管理機関は、証明書提出後に到来する FTRO に該当する銘柄の各利払期日において、米国人が保有者であった場合には、当該米国人に係る米国税法で定める Form W-9 の提出を受けるとともに、当該利払期日から 30 日以内に、当該銘柄の直近上位機関に対して、利払期日において米国人が保有者であった旨等を記載した通知及び提出を受けた Form W-9 を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ FTRO の要件等については、別紙 4 参照。また、FTRO の全体イメージについては、別紙 5 参照。</li> <li>➢ 証明書は、機構所定の「米国振替外債に係る証明書」(別紙 6)によるものとする。機構は、当該書式をホームページに掲載する。</li> <li>➢ 証明書を提出する間接口座管理機関は、米国人保有者の有無を確認する必要がある。</li> <li>➢ 通知は、機構所定の「米国振替外債に係る米国人保有通知」(別紙 7)によるものとする。機構は、当該書式をホームページに掲載する。</li> <li>➢ 間接口座管理機関が FTRO に該当する銘柄を自らが備える振替口座簿の顧客口に記録する場合にも、証明書及び通知等の提出が必要となる。この場合、事前に直</li> </ul>

内容	備考
<p>(3) 機構加入者の事務</p> <p>➤ 機構加入者は、FTRO に該当する銘柄について自らが保有者となること又は自らが備える振替口座簿に記録すること(今後それらを予定することを含む。)(以下この(3)において「FTRO に該当する銘柄を取り扱う」という。)とした場合には、次の期限までに、機構に対して、FTRO に該当する銘柄を取り扱う旨等を記載した届出書を提出する。</p> <p>①平成 19 年 1 月から FTRO に該当する銘柄を取り扱うこととした場合 平成 19 年 1 月 31 日(水)</p> <p>②平成 19 年 2 月以降に、機構加入者が FTRO に該当する銘柄を取り扱うこととした場合 直ちに</p> <p>また、届出書を提出した機構加入者が、FTRO に該当する銘柄を取り扱わないこととした場合にも、機構に対して、直ちに同届出書を提出する。</p> <p>➤ 機構加入者は、FTRO に該当する銘柄を取り扱う場合には、次の期限までに、FTRO に該当する銘柄のすべての支払代理人に対して、支払代理人ごとに、利払期日において米国人が保有者ではないこと等を記載した証明書を提出する。</p>	<p>近下位機関と証明書及び通知等の提出時期について協議し、自らの証明書及び通知等の提出に支障が生じないようにする必要がある。</p> <p>➤届出書は、機構所定の「米国振替外債取扱届出書」(別紙 8)によるものとする。機構は、当該書式をホームページに掲載する。</p> <p>➤機構は、届出書により FTRO に該当する銘柄を取り扱う機構加入者を把握する。</p> <p>➤証明書は、機構所定の「米国振替外債に係る証明書」(別紙 6)によるものとする。機構は、当該書式をホームページに掲載する。</p> <p>➤証明書を提出する機構加入者は、米国人保有者の有無を確認する必要がある。</p> <p>➤証明書は支払代理人ごとに提出すればよい(銘柄ごとの提出は不要)。</p> <p>➤それまで FTRO に該当する銘柄の支払代理人となることがない者が FTRO に該当する銘柄の支払代理人と</p>

内容	備考
<p>①機構加入者が今までに証明書を提出したことがない場合(証明書を提出したことがあるものの、既に証明書が失効している場合を含む。) FTRO に該当する銘柄を取り扱うこととした後最初に到来する FTRO に該当する銘柄(証明書の提出先である支払代理人が支払代理人となっている銘柄に限る。)の利払期日から前 90 日以内</p> <p>②①以外の場合 毎年 1 月 15 日から 1 月 31 日(※①により提出された証明書が 1 月 15 日から 1 月 31 日までに提出された場合には、当該年については②による証明書の提出は不要)</p> <p>➢ 証明書を提出した機構加入者は、証明書提出後に到来する FTRO に該当する銘柄の各利払期日において、米国人が保有者であった場合には、当該米国人に係る米国税法で定める Form W-9 の提出を受けるとともに、当該利払期日から 30 日以内に、当該銘柄の支払代理人に対して、利払期日において米国人が保有者であった旨等を記載した通知及び提出を受けた Form W-9 を提出する。</p> <p>(4) 支払代理人の事務</p> <p>➢ II. に記載する事務の他、支払代理人(発行代理人)は、利払期日において米国人が保有者であった旨等を記載した通知及び Form W-9 を機構加入者から受領した</p>	<p>なった場合には、当該支払代理人に対して証明書を提出する。</p> <p>➢ ある支払代理人に証明書を提出してから 90 日以内に、当該支払代理人が支払代理人となっている FTRO に該当する銘柄の利払期日が到来しない場合には、当該証明書は有効とならないため、当該支払代理人に証明書を再提出する必要がある。</p> <p>➢ 通知は、機構所定の「米国振替外債に係る米国人保有通知」(別紙 7)によるものとする。機構は、当該書式をホームページに掲載する。</p> <p>➢ 機構加入者が FTRO に該当する銘柄を自らが備える振替口座簿の顧客口に記録する場合にも、証明書・通知等の提出が必要となる。この場合、事前に直近下位機関と証明書・通知等の提出時期について協議し、自らの証明書・通知等の提出に支障が生じないようにする必要がある。</p> <p>➢ 機構は、「米国振替外債通知書」(別紙 3)により FTRO に該当する銘柄の支払代理人を把握する。</p>

内容	備考
<p>場合には、その受領から 30 日以内に必要な書類(利払期日において FTRO に該当する銘柄の保有者である米国人について FormW-9 を受領した旨の陳述書及び当該 FormW-9)が米国内国歳入庁に提出されるように、必要な措置をとる。</p> <p>IV. 特例外債(既発債)の移行手続</p> <p>(1) 移行対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 平成 18 年末までに発行された、米国税法に定める「TEFRA ルール」を遵守する特例外債(既発債)を移行対象とする。</li> </ul> <p>(2) 移行方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 一括移行方式、個別移行方式により移行を行う。</li> </ul> <p>(3) 移行日程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 一般債振替制度に未参加の特例外債(既発債)の発行者は、その発行する銘柄を移行対象とする場合には、平成 18 年 12 月 21 日(木)までに参加手続書類を機構に提出する。</li> <li>➢ 発行代理人は、移行対象とする特例外債(既発債)の銘柄情報登録を平成 19 年 1 月 24 日(水)までに行う。</li> <li>➢ 発行代理人は、当該特例外債(既発債)に係る次の情報を記載した書面を平成 19 年 1 月 24 日(水)までに機構に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①銘柄及び ISIN コード</li> <li>②払込日</li> <li>③「TEFRA ルール」を遵守するものであること</li> <li>④米国税法に定める「TEFRA Legend」</li> <li>⑤その他機構が必要と認める事項</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 左記書類については、発行者又は支払代理人が米国内国歳入庁に提出する。必要な措置の具体的内容については、支払代理人と発行者とが協議して決定する。</li> <li>➢ 左記に該当する銘柄であっても、移行に必要な銘柄情報登録等の手続が未了の銘柄については、移行対象としない。</li> <li>➢ 制度参加日:平成 19 年 1 月 12 日(金)。なお、参加手続書類の提出日によっては、同日以前の制度参加日となることがある。</li> <li>➢ 制度参加日から銘柄情報登録が可能となる。</li> <li>➢ 機構所定の「米国振替外債通知書」(別紙 3)の原本を機構に提出するとともに、そのワードファイルを電子メールで機構に送信する。</li> </ul>

内容	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 機構は、一括移行方式対象銘柄、個別移行方式対象銘柄を平成 19 年 1 月 31 日(水)にホームページに掲載する。</li> <li>➤ 一括移行方式による移行期間は、平成 19 年 3 月から同年 8 月まで(利払期日に移行)とする。</li> <li>➤ 個別移行方式による移行期間は、平成 19 年 7 月から同年 12 月まで(利払期日に移行)とする。ただし、現物債・一括移行方式に対応しない登録機関の取扱銘柄であって登録債であるものについては、平成 19 年 3 月から同年 12 月まで(利払期日に移行)とする。</li> </ul>	